

BPOに関する必須契約事項

当社の BPO に関する契約は法人・個人また委託先・委託元の立場を問わず以下の内容を必須契約事項とします。

個人情報保護

契約において、「個人情報」、「個人データ」、「本人」等の用語は「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）による定義に従って用いられるものとする。

1. （法令遵守）個人情報保護法、関係法令、および主務大臣等が策定する指針・ガイドラインを遵守する。なお、乙は自己の事業分野に関する関係法令および自己の事業を所管する主務大臣等の策定する指針・ガイドラインに加えて、甲の事業分野に関する関係法令および甲の事業分野を所管する主務大臣等の策定する指針・ガイドラインについても遵守するものとする。
2. （秘密保持）委託業務の履行にあたり知り得た個人情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示または漏えいしてはならない。また、その従業者に対し、委託業務の履行にあたり知り得た個人情報を漏らし、または盗用してはならないことを教育・訓練により周知徹底し、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行う。
3. （目的外取扱いの禁止）委託業務の履行にあたり知り得た個人情報のうち、委託業務の履行の目的のために必要となるもの以外の個人情報を取り扱ってはならない。
4. （安全管理措置）委託業務の履行にあたり取り扱う個人情報の漏えい、盗用、盗難、紛失、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
5. （委託業務完了時の義務）業務委託契約に基づく委託業務が完了したとき、または業務委託契約が終了したときは、ただちに委託業務に関連して取得した個人情報の記録媒体を引き渡すものとする。
6. （再委託の禁止）委託業務のうち個人データの取扱いを含む業務については、事前の書面による承諾なしに第三者に委託してはならない。
7. （個人情報管理責任者）それぞれ委託業務に関連する個人情報の取扱いに関する連絡、確認を行う個人情報管理責任者をあらかじめ定めた書面をもって相手方に通知する。
8. （監査）契約の遵守状況を確認するために、いつでも再委託先における個人情報の取扱状況について報告書その他の資料の提出を求めることができるものとし、これに協力する。
9. （事件・事故発生時の通知義務）取り扱う個人情報の漏えい、盗難、紛失、滅失、毀損その他の事件、事故の発生を知ったとき、またはおそれがあると判断したときは、事件・事故発生の原因のいかんに関わらず、ただちにその旨を報告しなければならない。

反社会的勢力の排除

株式会社リフティングブレーン（以下当社という）及び契約の相手方は、次に定める事項を表明し、保証すること。

1. 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと。
2. 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。
3. 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと。
4. 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。
5. 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。
6. 相手方が前項1～5に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。